

第二条第一号中「第四編海商」を「第三編海商」に改める。

第十二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の十第一項中「営業報告書又は」を削る。

第八十四条の三第一項第二号イ中「又は有有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社）を「親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

（自動車道事業報告規則の一部改正）

第十三条 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十号イ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十七條」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項」に改め、同号ハ中「又は有有限会社」を削り、「引受又は募集の計画書」を「引受けの状況及び見込みを記載した書類」に改める。

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第十四条 内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号ハ中「又は有有限会社」を削り、「引受又は募集の計画書」を「引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類」に改める。

（航空法施行規則の一部改正）

第十五条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十條第三項第二号、第二百二十二條第二項第二号、第二百二十三條第二項第二号及び第二百二十四條第二項第三号及び第二百二十七條第二項第二号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

（離島航路整備法施行規則の一部改正）

第十六条 離島航路整備法施行規則（昭和二十七年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

（気象業務法施行規則の一部改正）

第十七条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一百一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第七号イ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十七條」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項」に改める。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正）

第十八条 鉄道軌道整備法施行規則（昭和二十八年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改める。

第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同条第二項中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「営業年度の前営業年度末」を「事業年度の前事業年度末」に改める。

第十条中「毎営業年度」を「毎事業年度」に改める。

第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「営業用固定資産決算見込表」を「事業用固定資産決算見込表」に改める。

第十二条の見出しを「（事業用固定資産決算表等の提出）」に改め、同条中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「営業用固定資産決算表」を「事業用固定資産決算表」に改める。

第十三条の見出し中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同条第一項中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「営業年度末」を「事業年度末」に改め、同条第二項及び第三項中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改める。

第十五条の三第三項第二号中「属する営業年度」を「属する事業年度」に、「基準営業年度」を「基準事業年度」に、「前営業年度末」を「前事業年度末」に改め、同項第三号イ中「基準営業年度」を「基準事業年度」に、「前営業年度末」を「前事業年度末」に改め、同号ロ中「基準営業年度」を「基準事業年度」に改める。

第十五条の四中「毎営業年度」を「毎事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十六条第一項中「毎営業年度」を「毎事業年度」に改める。

第十六条の二の見出し中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同条中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「毎営業年度末」を「毎事業年度末」に改める。

第十七条第一項第五号イ及びニ中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同号リ（一）中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「営業年度の前営業年度末」を「事業年度の前事業年度末」に改め、同条第六号イ中「前営業年度末」を「前事業年度末」に、「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同条第二項中「一営業年度」を「一事業年度」に改める。

第十八条第二項中「営業用の」を「事業用の」に改める。

第十九条の見出し中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同条中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「営業年度の前営業年度末」を「事業年度の前事業年度末」に改める。

第二十条の見出し中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改め、同条中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「営業年度の前営業年度末」を「事業年度の前事業年度末」に改める。

第二十二條中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改める。

第二十四條中「営業年度末」を「事業年度末」に改める。

第二十五条中「含む営業年度」を「含む事業年度」に、「その営業年度」を「その事業年度」に、「毎営業年度」を「毎事業年度」に改める。

第二十五条の二第一項中「利益の配当の許可」を「剰余金の配当の許可」に、「利益配当許可申請書」を「剰余金配当許可申請書」に改め、同項第二号及び第三号中「利益」を「剰余金」に改め、同条第二項中「営業年度」を「事業年度」に、「損益計算書案利益処分計算書案及び貸借対照表案」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 損益計算書案

二 株主資本等変動計算書案又は社員資本等変動計算書案

三 貸借対照表案

第一号様式（その一）備考一中「営業年度の前営業年度末」を「事業年度の前事業年度末」と、「前営業年度末」を「事業年度末」と、「当該前営業年度末まで」を「当該前事業年度末まで」と、「前営業年度末後」を「前事業年度末後」と、「含む営業年度」を「含む事業年度」と改め、同備考三中「前営業年度」を「前事業年度」に改める。

第一号様式（その二）中「前営業年度」を「前事業年度」に改める。

第四号様式中「営業年度」を「事業年度」に改め、同様式備考3中「前営業年度」を「前事業年度」に改め、同様式備考4中「前営業年度」を「前事業年度」に改める。

第五号様式中「前営業年度末」を「前事業年度末」に改め、同様式備考1及び備考3中「前営業年度」を「前事業年度」に改める。